

本庁舎外消防設備保守業務委託入札参加資格

1 委託名

本庁舎外消防設備保守業務委託（以下、「本委託」という）

2 委託場所

千葉市中央区千葉港1番1号外1か所

3 委託期間

令和5年4月10日から令和6年3月31日まで

4 入札参加資格

本委託に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 千葉市火災予防条例第47条で規定している消防設備業の届け出を、千葉市消防長へ行っていること。
- (2) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者名簿に、希望業種大分類が「建物設備等保守・修繕」、中分類が「消防設備保守点検」で登録されていること。
- (3) 本店が千葉市内にあること。（地区区分が「市内業者」）
- (4) 「千葉市財政局希望型指名競争入札制度のてびき」の2 入札参加資格（1）に記載されている下記の要件すべてに該当すること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
 - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者でないこと
 - ウ 対象業務の入札日前6か月以内に振り出した手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないものでないこと
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされていないものでないこと
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に違反している者でないこと
 - キ 対象業務の発注年度の前年度までの千葉市税（延滞金を含む）を完納していること
 - ク 個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っている者であること
 - ケ 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）、又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者でないこと

(5) 平成29年度から令和3年度の間、26,000m²以上の延床面積を有する施設の消防設備保守業務を、元請けとして1契約で1年間継続して履行した実績があること。(実績は官民間問わず)

5 必要提出書類

- (1) 消防設備業の届出書の写し
- (2) 履行実績が確認できる書面(契約書等)の写し